

5 消防の連携・協力について

(1) 連携・協力の必要性等

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力の確保・充実のため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。国は連携・協力による効果として以下の点を挙げている。

- ①災害対応能力の向上
- ②施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ③人員の効率的な配置、現場要員の増強
- ④消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、以下の広域化を実現していくための下地が作られるとしている。

- ①職員間のつながり、意識の共有
- ②広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ③共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

(2) 沖縄県における連携・協力の具体例

以下のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の事例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

①指令センターの共同運用²⁴

本県では、沖縄県消防指令センターにおいて県内 26 団体（36 市町村）が参画し共同運用が開始されているが、未加入消防本部（那覇市、浦添市、沖縄市、本部町今帰仁村消防組合）が加入することにより、以下の効果が期待される。

- ・整備費用及び負担金の低廉化
⇒全県共同運用した場合、整備費約 15 億円、年間維持費約 1.5 億円の負担軽減が見込まれると推計。
- ・新規加入消防本部の通信指令勤務員削減による現場職員再配置など
⇒H28 指令センター運用開始時には 68 名の消防職員が現場に再配置された。
- ・県内の通報情報の一元的な管理
⇒#7119 などの全県的なサービスの共通化が検討しやすくなる。

②直近指令及びゼロ隊運用制度の導入

共同指令センターでは、他の消防本部から現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行う「直近指令」及び、出動可能な隊がなくなった場合に、他の消防本部に自動で出動指令を行う「ゼロ隊運用」など高度な運用を行うことにより、迅速な出場指令が可能となり、現場到着時間が短縮され、救命効果を上げることが期待できる。

ただし、センターについては、現時点では隣接消防本部への上場指令を行う権限はないこ

²⁴ 資料編 P49 『表 17 指令センターの全県共同運用による整備費推計』

とから、これらの運用が可能となれば、住民へより高度な救急サービスを提供することができる。

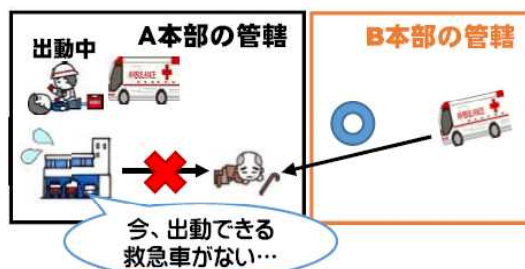
1. 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



③はしご車の共同運用²⁵

はしご車の導入には高額な費用がかかり、また、導入後においても高額な維持管理費用が発生するため、財政的に大きな負担となる。また、はしご車は出動頻度が少ないものの、近年中高層建物は増加しており、火災時の高所放水や救助活動などに威力を発揮する重要な車両である。

はしご車を近隣の消防本部同士で共同運用することにより、以下の効果が期待される。

- ・はしご車の購入費及び維持管理費用の低減
- ・低減された費用を他の車両や資機材の整備にあてることによる消防力強化
- ・はしご車を効率的に署所配置することにより、必要台数の減または現場到着時間短縮

また、今回、共同運用について、運用効果があると見込まれる地域及びアンケート調査ではしご車の維持管理費の負担軽減等について意見のあった地域（宜野湾市及び浦添市、沖縄市及びうるま市）で効果の検証を行った。

その結果、両地域ともはしご車の共同運用による効果が得られ、加えて、維持管理費用については、宜野湾市、浦添市、沖縄市では半減、うるま市では単独整備よりも大幅に低額で整備が可能となる結果となった。

④予防業務における連携・協力

県内では毎年、全県及び各ブロックで予防事務担当者会議を開催し、意見交換を行っているものの、予防事務審査基準が未策定の消防本部が多く、消防本部ごとに業者への指導に違いがある。また、小規模消防本部では予防事務や火災原因調査件数が限定されることや、特に消防非常備町村では、役場職員が予防事務を行っていることなどから、専門的な知識・技術の蓄積が困難である。

このため、県単位またはブロック単位で予防事務審査基準等を策定することができれば、統一した予防事務を実施することができる。

また、消防非常備町村では、予防事務を実施していない町村も多く存在していることから、消防本部へ予防事務を委託することができれば、住民への適正な予防サービスの提供が可能となる。

²⁵ 資料編 P50～P58 『参考資料3 はしご車の共同運用による効果の検証』

⑤救急業務における連携・協力

救急業務については、高齢化に伴い今後需要が増加することが見込まれており、特に、消防非常備町村では、消防職員がいないため消防団が診療所へ患者を搬送しているが、今後は消防団だけでは人的、能力的に対応が困難となる可能性もある。

このため、消防本部等へ救急業務を委託することができれば、救急救命対応の高度化が図られ、住民へ安全・安心な救急サービスの提供が可能となる。

なお、前述のとおり、竹富町では令和2年度から一部地区の救急搬送業務を民間企業へ委託し、消防団員の負担軽減及び救急救命対応の高度化が図られている。

⑥専門的な人材育成の推進

救急や予防など、高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部や消防非常備町村の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、県内の消防力の向上を図ることが期待できる。

⑦境界付近における消防署所の共同設置²⁶

消防本部の管轄の境界付近において、複数の消防本部の署所が配置され、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することが可能となる。

⑧応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しやこれに基づく共同訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事が可能となる。

(3) 連携・協力対象市町村の指定

国の連携協力に関する基本指針では、市町村間でどのような連携協力が可能であるか、県において広い視野で検討し、推進計画に連携協力対象市町村を定めることとされている。

このため、県内全ての市町村において連携・協力の可能性等について検討すべきとし、**全市町村を連携・協力対象市町村とする。**

今後は、上記(2)に示した連携・協力の具体例等について、取り組もうとする市町村があれば、県は積極的にその取組を後押しすることとする。

²⁶ 資料編 P59 『図6 県内消防本部・署所の位置』

(4) 連携・協力対象市町村に対する国の財政措置

県計画で指定された連携・協力対象市町村に対する国の財政措置は以下のとおり。

①高機能消防指令センターの整備

[緊急防災・減災事業債：充当率 100%/交付税算入率 70%（令和 2 年度まで）]

- ・連携協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

②消防車両等の整備 [防災対策事業債：充当率 90%/算入率 50%]

- ・連携協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

③国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

- ・消防の連携・協力を伴う消防防災施設等の整備に対する、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別な配慮

6 自主的な市町村の消防の広域化を推進するための必要な措置

(1) 広域化を推進するための体制の整備

県では、広域化対象市町村等に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次に掲げる取組みを行うこととする。

- ①住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発、気運醸成
- ②各市町村に対する情報提供、相談対応
- ③市町村間で立ち上げる協議会への積極的な参加、推奨、仲介、調整等
- ④その他

また、本計画に示す広域化対象市町村で協議する中で、本計画の組み合わせとは異なる別の組み合わせが関係市町村の合意のもとに提案され、当該組み合わせが広域化の推進を図るうえで適当と認められる場合には、事後に計画の変更・修正を行うなど、柔軟かつ弾力的な運用に努めるものとする。

7 広域化に向けた広域化対象市町村の取組

(1) 広域化対象市町村間の協議^{27 28 29}

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮できるよう、広域化後の一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要であるため、事前に十分な協議が必要となる。

また、広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下、「構成市町村等という。」）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われるよう、構成市町村等の協議により広域化の手法を選択する必要がある。

²⁷ 資料編 P60 『参考資料 4 市町村の消防広域化の推進スキーム』

²⁸ 資料編 P61 『参考資料 5 消防広域化の方式』

²⁹ 資料編 P62～64 『参考資料 6 連携・協力実施計画に定める事項について』

<広域化の主な流れ>

1 広域化協議会の設立



広域化対象市町村間で消防広域化に向けての意思統一がなされたら、構成市町村長などをメンバーとする協議会を設立。

2 広域消防運営計画の策定



協議会において「広域消防運営計画」を策定。広域化の方式、組織形態、職員の処遇、経費負担、消防団等との連携について規定する。

3 一部事務組合や広域連合の設立 または 事務委託契約の締結

具体的な事務手続きについては、広域化の方式により異なる。いずれの場合も、構成市町村議会の議決が必要となる。一部事務組合や広域連合の場合、県知事あてに設立許可申請を行い、許可を受ける必要がある。

※なお、連携・協力を行おうとする場合も協議会を設立し、連携・協力実施計画を策定する必要がある。

(2) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制の整備について、市町村内の論議を経た上で、構成市町村等において十分協議の上決定することが必要である。

その場合に、以下のような事項については、可能な限り組合又は事務委託の規約・規程等において定めることが有効である。

<組合方式による場合>

- ①経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的ルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
- ④部隊運用、指令管制、人材育成等に関する計画の策定
- ⑤災害時等における構成市町村長と消防長、消防署長、消防団長、並びに組合を構成する市町村長間の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ⑥構成市町村間の定期的な連絡体制、消防長の専決対象の明確化等、構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組みづくり
- ⑦組合等の運営に関する住民の意見反映の仕組みづくり

<事務委託の方式による場合>

- ①委託料に係る基本的なルール
- ②災害時等における委託市町村長と受託側の市町村長、消防長、消防署長、消防団長の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ③消防事務に関する住民の意見反映の仕組みづくり

8 防災に係る関係機関相互の連携の確保

(1) 消防団との連携の確保

消防団はより地域に密着した消防活動を実施するという特性上、消防組織法に基づき推進する広域化の対象とはならず、引き続き構成市町村単位で設置することとされた。

これまでも、消防団は常備消防と密接な連携・協力の下で初期消火など自治体消防の一端を担ってきたが、消防が広域化された場合にも、これまで同様、広域化後の消防本部との連携・協力体制の維持が必要となる。特に大規模災害の際には常備消防は消防団、自主防災組織、住民との連携を図る必要が大きいため、消防団と消防本部との連携確保のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整体制の整備
- ②消防団の合同による訓練又は常備消防との合同による訓練の実施
- ③構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡体制の強化
- ⑤その他、常備消防と消防団との連携確保に必要な事項

(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護行政は、住民の安心・安全を確保するという面で、消防行政と同様に、住民に密着した最も重要な業務であり、基本的には住民と密接な関係にある各市町村が実施すべきものとなっている。

このため、災害時には防災・国民保護行政を担当する部局と消防部局との緊密な連携・協力体制の整備が重要となる。特に大規模災害時には初動体制の面で24時間体制をとっている消防部局の役割は重要となるため、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務に係る初動時体制等
- ②構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との連絡体制の強化
- ⑦防災・国民保護担当部局と消防本部の連携による情報収集の24時間体制の整備
- ⑧その他、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携強化に必要な事項